

## 鹿沼市農業機械設備導入物価高騰対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市農業機械設備導入物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、物価高騰の影響を受ける農業経営者に対し、農業機械設備の導入及び更新に係る経費のうち、物価上昇分を補助することで、設備投資等の負担を軽減し、もって積極的な営農活動及び営農継続を図ることを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農業機械設備を購入又はリースで取得し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内において、農作業（土づくり、種まき、定植、栽培管理、収穫、選別、出荷等）で使用する農業機械設備であること。
- (2) 農作業以外にも使用できる汎用性の高い機械設備ではないこと。
- (3) 導入する農業機械設備が中古品ではないこと。
- (4) 原則として、事業費が50万円以上のものであること。
- (5) 補助事業について、国、県及び他の市町村等から重複して補助金等の交付を受けていないこと。

(補助事業者及び共同申請者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、農業協同組合、農業者3戸以上で組織する団体等、農業を営む法人又は個人農業者とし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有するもの。
- (2) 補助事業を直接実施するもの。

2 前項の条件を満たすものであっても、補助金を申請したものは、同一年度内において補助事業者となることができない。また、法人格を有さない団体等の場合、当該団体等に属する全ての構成員が、個人農業者として補助金を申請したものとみなす。

3 農業機械設備をリース導入する場合は、補助事業者とリース契約予定事業者（以下「共同申請者」という。）との共同申請とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は農業機械設備

の導入及び更新に要する経費とする。ただし、作業手間賃、運搬費、手数料は補助金の対象としない。

2 補助金の額は補助対象経費の100分の15以内とし、上限額を500万円とする。ただし、個人農業者の補助上限額は、50万円とする。

3 農業機械設備をリース導入する場合の補助金の額（以下「リース補助金額」という。）は、共同申請者が購入するリース物件を補助対象経費とし、次の各号の区分に応じてリース補助金額を算出する。なお、補助率は、100分の15以内とし、上限額は前項と同額とする。

(1) リース期間満了時に残存価格を設定する場合

リース補助金額＝（リース物件購入価格－残存価格）×補助率

(2) リース期間が当該リース物件の耐用年数未満である場合

リース補助金額＝リース物件購入価格×（リース期間÷耐用年数）×補助率

4 市長は、予算の状況に応じて前2項の額を減額することができるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業等実施計画書（様式第2号）

(2) 補助事業に要する経費及び内容がわかる資料（カタログ、見積書等の写し）

(3) 構成員一覧表（団体等のみ）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第3号）

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第4号）  
（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認したときは、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助事業の変更を承認 補助金等交付決定変更承認通知書（様式第6号）

(2) 補助事業の廃止を承認 補助金等不交付決定廃止承認通知書（様式第7号）  
（軽微な変更）

第9条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の軽微な変更をする場合は、前条の承認を不要とする。この場合において、補助事業者は、補助事業の完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名
- (2) 総事業費の3分の1以内の減額
- (3) 交付決定額が増減しない総事業費の増減額
- (4) 農業機械設備の機種等  
（手続の免除）

第10条 着手届及び実績報告書の提出は、免除する。

（完了の検査）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を受けた日の属する年度の末日までに、補助事業の実績がわかる書類の確認及び必要に応じて行う現地調査により、補助事業が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、補助事業が完了したと認めるときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第9号。以下「検査結果通知」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、交付を受けた補助金の額が、前項の規定により確定した補助金の額に至らない場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

（交付の請求）

第13条 検査結果通知を受領した補助事業者は、補助金の交付について、市長に請求することができる。ただし、農業機械設備をリース導入した場合は、共同申請者が補助金の交付を請求し、補助金の交付を受けるものとする。

2 補助事業者は、検査結果通知を受領した日から15日以内に、補助金等交付請求書（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。共同申請者も、同様とする。

3 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

（補助金等の請求の特例）

第14条 農業機械設備納品後、経費立て替えに伴う負担軽減のため、市長は、概算払により着手前申請型補助金等を交付することができる。この場合において、

補助事業者は、補助金概算払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。共同申請者も、同様とする。

（補助金の交付手続の委任）

第15条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第16条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはいない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第13条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第3条に規定する補助事業者又は第4条に規定する補助事業の要件に該当しなくなったとき。
- (5) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。
- (6) 年度内に補助事業が完了しないとき。
- (7) 耐用年数が過ぎる前に導入した農業機械設備を処分したとき。
- (8) リース期間満了前にリース契約を破棄したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第13号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

（財産処分の制限）

第19条 補助金等の交付を受けたものは、補助事業等により取得し、又は価値が増加した農業機械設備を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合、交付を受けた補助金等の全部に相当する額を市に納付した場合又は当該農業機械設備の耐用年数を過ぎた場合は、この限りではない。

（帳簿の備付け）

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から耐用年数満了まで保存しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。